

15.9.27
272

とてあるところを評するがその中は誤解のあるものもある
 しそのう解を論じらるるを許さず書面書を又発表す。
 教員の手書

此の度の日本身置会社の争議は、就して、市評議所の中に
 水手者が身置会社に、雇うておき書の流しを放つ
 者があつたが、水手社に、身置会社及び、評議
 会に、應答してゐないことを示す。五月十九日

三千百

身置会社は、即ち、金力を注ぐ。
 争議は、結果を、困窮、切り崩しを防止し、
 依りて、持たせられぬあり。

日本樂器製造株式會社労働争議

大正十五年自四月二十一日至八月一日

白十

財團協調會